

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第4回 2017年1月



外国籍卒業生の実務経験制限の撤廃及び在中就労許可

本アラートの分析対象法規:

人力資源社会保障部、外交部、教育部「高等学校を卒業した優秀な外国籍者の在中就労の許可に関する通達」(人社部発[2017]3号)、2017年1月6日より施行。

背景

人力資源社会保障部、外交部及び教育部は共同して、2017年1月6日付けで「高等学校を卒業した優秀な外国籍者に在中就労の許可に関する通達」(人社部発[2017]3号)を公布した。これによって高等学校卒業生でも仕事経験のない優秀な外国籍者が中国で就労できることになった(注・中国の高等学校は大学を含む高等教育機関全般を指す)。

主要内容

適用対象

- 国内の高等学校を卒業してから1年以内、かつ修士以上の学位を有する外国籍卒業
- 国外の名門大学を卒業してから1年以内、かつ修士以上の学位を有する外国籍卒業

審査基準

- 満18歳以上で身体健康である。
- 犯罪記録がない。
- 優秀な成績を収め成績の平均点数が80点又はGPAがB+/B以上かつ在学期間に不良行為がない。
- 要求を満たす学歴及び学位を取得している。
- 職位が明確かつ職務内容が専攻学科と一致している。
- 原則、賃金水準は現地従業員の平均賃金水準を下回らない¹。
- 有効なパスポート又はこれに準ずるその他国際的に共通の身分証明書を有する。

¹ 2015年の上海市の従業員平均月給は5,939人民元である。

その他留意事項

初回申請の場合は「外国籍者就業証」の有効期間は1年である。また、雇用主は「外国籍者就業証」の有効期間の終了した後も、同外国籍者を継続して雇用する場合は関連規定に従って更新の手続を行わなければならない。ただし、更新後の「外国籍者就業証」の有効期間は5年を超えない。

高等学校を卒業した外国籍人の在中就労管理は割当制度を採用する。省レベルの人力資源社会保障部は、対象者の在中就労に関して中国人力資源社会保障部に報告・承認を得なければならない。

KPMG の所見

外国籍者の就労に関する規定は、在中就労を申請する外国籍者に対し2年以上の実務経験を有していることが求められている。このため、イノベーション・起業の潜在能力を有する外国籍人材の在中就労は制限されている。しかし、国家外国專家局が2016年9月に公布した『外国籍者来中就労許可制度試行実施案』では、モデル地域における実務経験の制限をある程度に緩和した。また、人社部発[2017]第3号通達では、当該試行実施案に規定した申請条件及び審査プロセスをさらに具体化して全国的に適用範囲を拡大させる方針である。これは政府の優秀人材の誘致政策である。

現時点における割当額の基準内容はまだ明確にされていない。外国籍卒業生を雇用する意向がある企業は、最新の現地の関連規定動向に注意して申請時の提出資料を事前に、かつ適切に収集・準備しておくことをご提案する。KPMG プロフェッショナルチームは関連する諸手続をサポートできる。

